

港湾運送業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2024年3月
一般社団法人 日本港運協会

当協会の所属各社においては、物流の適正化・生産性向上を図るべく、物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（2023年6月2日、経済産業省、農林水産省、国土交通省策定）に基づき、次に掲げる諸事項に取り組んでまいります。

（1）ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化

①業務時間の把握・分析

荷主事業者による取組を前提として、荷役、搬出入作業にかかる時間を把握・分析し、物流業務の問題・課題を明らかにするなど、生産性向上に向けた改善活動を実施します。

■労働環境改善に資する措置

②長時間労働の抑制

荷主事業者又は船舶運航事業者（以下「荷主事業者等」という。）からの依頼を受ける時点で、労働基準法令等を遵守できるかどうかの確認に努めるとともに、他社に港湾運送を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるかどうか確認する。労働基準法令等を遵守できない事例が確認された場合には、原因分析、改善策の検討を行った上で、荷主事業者等との協議を実施します。

■運賃・料金の適正収受に資する措置

③港湾運送契約の書面化

港湾運送契約は書面又はメール等の電磁的な方法を原則とします。

④運賃・料金とその他対価の別建て契約

港湾運送契約を締結する場合には、港湾運送の対価である「運賃・料金」と港湾運送以外の役務等の対価を別建てで契約することを原則とします。

⑤コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組

労務費や燃料費等の港湾運送に係るコスト上昇分や、港湾運送契約に含まれない作業等への対価等については、荷主事業者等に対し、必要コスト負担や条件の見直しなどの協議を実施します。

⑥契約内容の見直し

荷役・作業実態等と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施します。

⑦下請取引の適正化

下請に出す場合、③から⑥までについて対応することを求めます。

(2) 業界独自の取組

■モーダルシフトの促進

物流の2024年問題に鑑み、関係先と連携しつつ、モーダルシフト促進に取り組みます。

(3) 本計画の見直し

本計画の取組みにおいて、見直しの必要が生じた場合は、各事項を適宜見直します。

以上